

死亡野鳥・傷病鳥獣における 感染症の実態把握（中間報告）

2023年3月3日

野生鳥獣に関する感染症対策としての
鳥獣保護管理のあり方検討会

目的：大量死や異常な行動をとる個体の発生等、生態系の異常及び感染症の発生状況を把握し、生物多様性に対するリスクを監視すること

実施内容：

- ①救護個体情報の収集・整理・分析に係る都道府県アンケート
- ②救護個体情報の全国的な一元化/共有を図るための課題の整理・検討
- ③傷病個体を用いた国内野生鳥獣保有病原体把握

①救護個体情報の収集・整理・分析に係る都道府県アンケート

目的：

救護個体情報（感染症発生状況等）の全国的な一元化/共有を図るための課題の整理・検討するための情報収集

方法：

- ・ 全国47都道府県を対象
- ・ 回答は電子ファイルで発出・回収
- ・ 回答期間は2022/10/3～10/31

回答状況：

- ・ 38都道府県が回答
- ・ 回答率80.9%

※2023/2/27現在、全47都道府県（100%）回答済

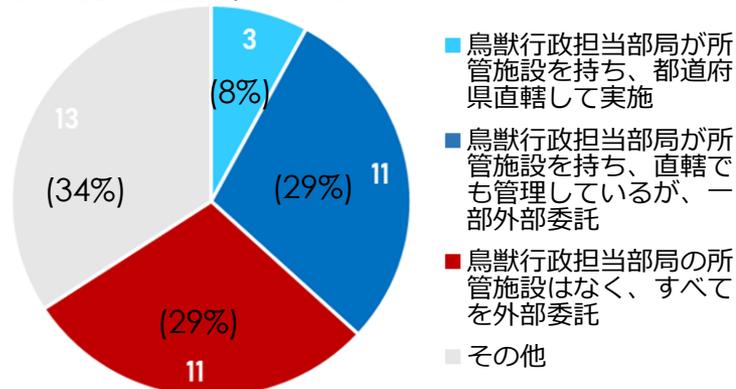
本中間報告では概ね期限内に回答した上記38都道府県の回答結果を報告

全設問の回答結果は参考資料4を参照

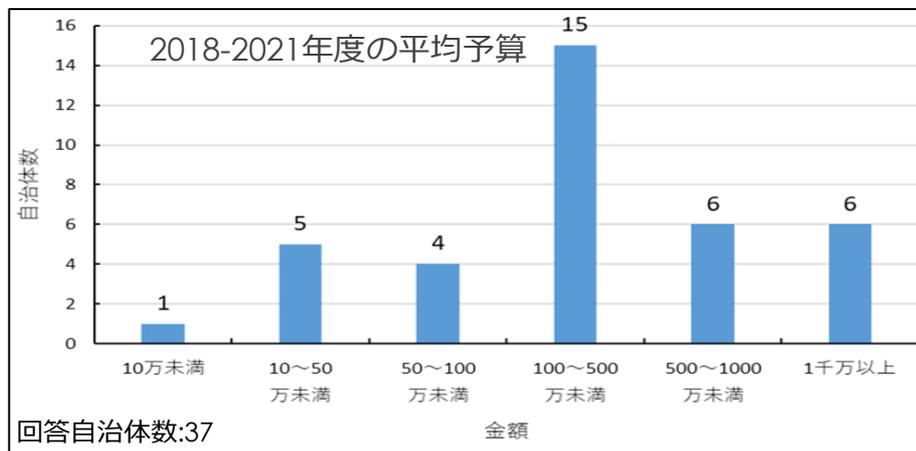
傷病鳥獣救護事業の体制

- 都道府県が（一部）直轄で傷病鳥獣救護事業を実施しているのは14自治体（4割弱）
- 年間予算は自治体によって大きく幅があるが、100万～500万円が最多
- 鳥獣保護センター等の都道府県所管施設の職員数は1人～10人以上とばらつきがある
- 所管施設の職員に獣医師がいると回答したのは12自治体で、1人の自治体が最多

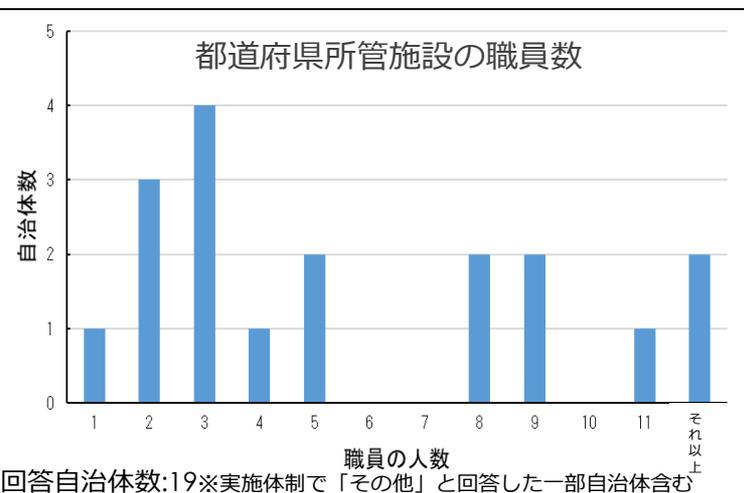
傷病鳥獣救護事業の実施体制



回答自治体数:38

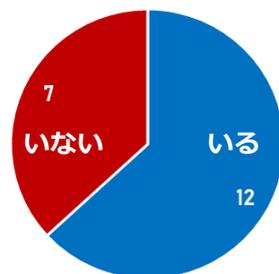


回答自治体数:37

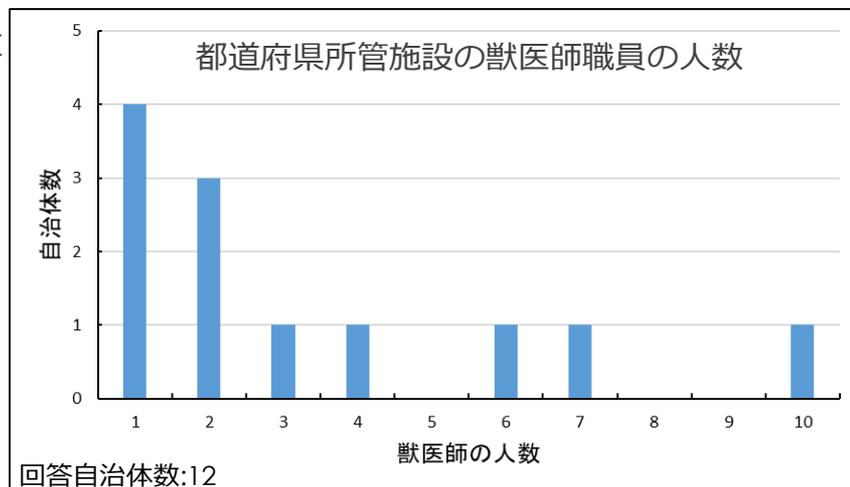


回答自治体数:19※実施体制で「その他」と回答した一部自治体含む

都道府県所管施設における獣医師職員の有無



回答自治体数:19



回答自治体数:12

救護実績（2018（H30）年度～2021（R3）年度）

- 哺乳類**は4年間で約37種、2,193個体
 救護数、救護自治体数ともに**タヌキ**が突出して多い（1,240個体：57%、28自治体：74%）
- 鳥類**は4年間で約254種、18,884個体
 救護数が最も多いのは**ツバメ**と**スズメ**（それぞれ1割程度）、次いで**キジバト**が多い
- 現時点で救護個体の「種名」「転帰」「発見日時・場所」「収容日時」「救護時の状況」「処置内容」「救護要因」を8割程度の自治体が記録。「発見者」「持ち込み者」「経過」は7割程度の自治体が記録。記録は紙媒体と電子媒体の両方が多いが（26自治体：68%）、紙媒体のみという自治体もあった（7自治体：18%）。

2018年度～2021年度の救護実績

| 哺乳類 | | 種名 | 個体数 | 自治体数 | 鳥類 | | 種名 | 個体数 | 自治体数 |
|-------|--|-----------|-------|------|-------|--|--------|-------|------|
| 上位15種 | | タヌキ | 1,240 | 28 | 上位15種 | | ツバメ | 1,884 | 31 |
| | | アブラコウモリ | 182 | 14 | | | スズメ | 1,635 | 25 |
| | | カモシカ | 124 | 10 | | | キジバト | 1,134 | 29 |
| | | コウモリ（種不明） | 104 | 7 | | | ムクドリ | 770 | 25 |
| | | ムササビ | 91 | 15 | | | カルガモ | 718 | 25 |
| | | ハクビシン | 63 | 7 | | | ヒヨドリ | 676 | 27 |
| | | ノウサギ | 62 | 12 | | | メジロ | 591 | 25 |
| | | イタチ | 45 | 10 | | | カワラバト | 560 | 24 |
| | | ニホンジカ | 39 | 7 | | | フクロウ | 509 | 32 |
| | | キツネ | 35 | 9 | | | トビ | 487 | 27 |
| | | アナグマ | 33 | 8 | | | シジュウカラ | 415 | 23 |
| | | エゾリス | 25 | 1 | | | アオサギ | 411 | 28 |
| | | ホンドテン | 21 | 5 | | | ハクセキレイ | 340 | 22 |
| | | ツキノワグマ | 16 | 1 | | | アオバト | 282 | 22 |
| | | エゾモモンガ | 15 | 1 | | | キジ | 265 | 20 |

救護個体を対象とした感染症検査の実施状況

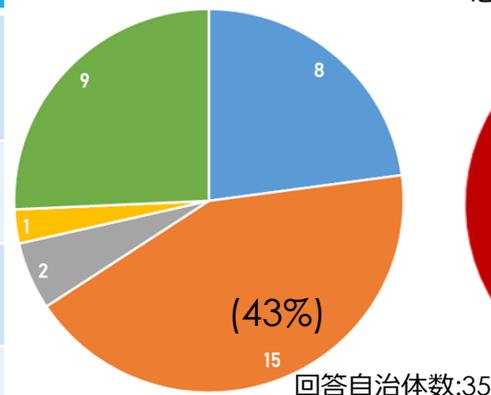
- 何らかの感染症検査を実施している35自治体。最も広範に確認されているのはタヌキの疥癬
- 鳥獣行政担当外部局の所管施設で検査を実施している自治体が多い（15自治体：43%）
- 傷病の発生要因究明を目的とした感染症検査を実施している自治体は3分の1（13自治体）
- 究明のために最も検査されているのは高病原性鳥インフルエンザ（13自治体中11自治体）

これまでに確認された感染症

| 鳥獣種 | 感染症(自治体数) |
|--------------|--|
| タヌキ | 疥癬(15)、イヌジステンパーウイルス感染症(2)、ジステンパーウイルス感染症(1)、コクシジウム症(1)、マダニ(1) |
| キツネ | 疥癬(4)、イヌジステンパーウイルス感染症(1)、マダニ(1) |
| ニホンカモシカ | 疥癬(4)、パラポックスウイルス感染症(3)、ポックスウイルス感染症(1) |
| ハクビシン | 疥癬(1)、ジステンパーウイルス(1) |
| ニホンアナグマ | イヌジステンパーウイルス感染症(1) |
| テン | ジステンパーウイルス感染症(1) |
| 鳥類 (約14種) | コクシジウム症(3)、トリコモナス感染症(3)、呼吸器感染症(2)、ポックスウイルス感染症(2)、鳥ポックスウイルス感染症(1)、高病原性鳥インフルエンザ(1)、アスペルギルス症(1)、細菌感染症(1)、血液内原虫(1) |

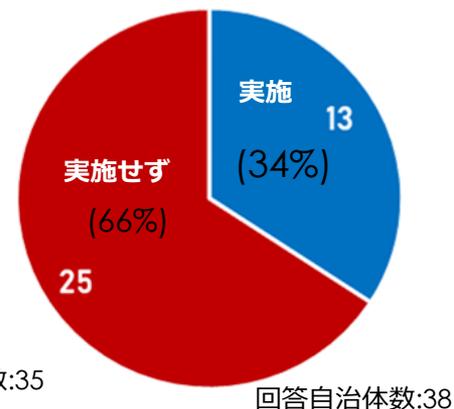
回答自治体数:17

感染症検査施設

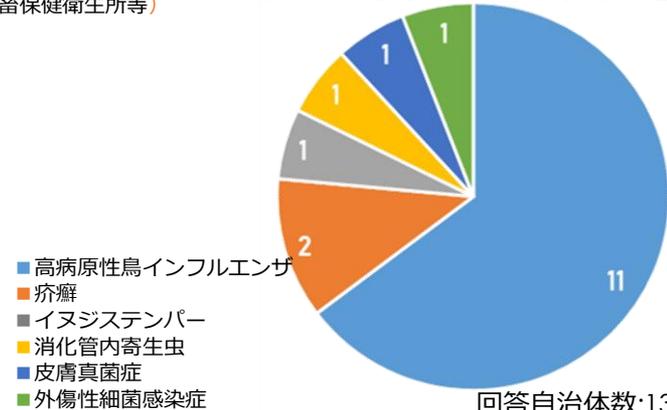


- 都道府県鳥獣行政担当外部局の所管施設 (鳥獣保護センター棟)
- 都道府県鳥獣行政担当外部局以外の部局の所管施設 (家畜保健衛生所等)
- 民間動物病院
- 公立動物園
- 民間動物園
- その他

傷病の発生要因の究明を目的とした感染症検査の実施状況



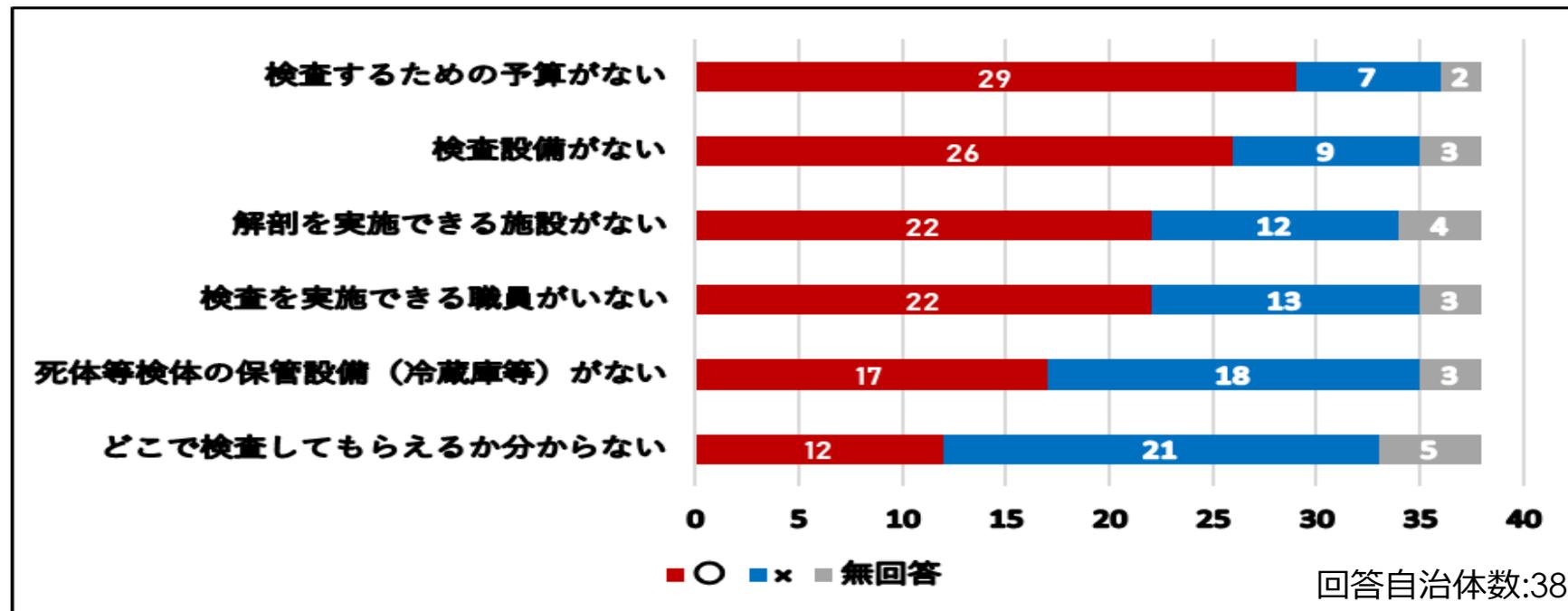
究明のための検査対象感染症



- 高病原性鳥インフルエンザ
- 疥癬
- イヌジステンパー
- 消化管内寄生虫
- 皮膚真菌症
- 外傷性細菌感染症

救護個体の感染症検査の実施における制約・課題

- 予算、検査のための施設・設備、検査を実施できる職員の不足が主な課題
- 5割弱の自治体では冷蔵庫等の検体保管設備も不足
- 都道府県が自前で検査しない場合の依頼先が不明なことも制約になっている



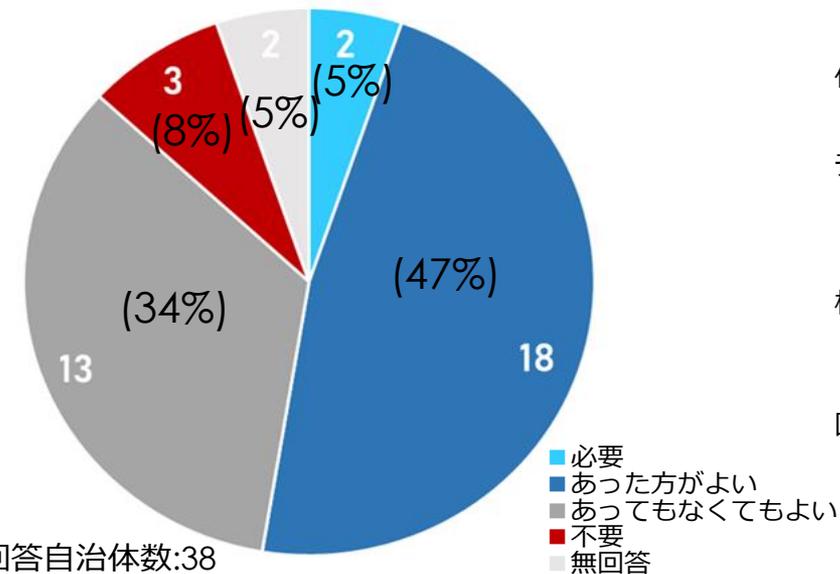
その他（自由記述より）

- 県民の生命財産に重大な影響がある感染症に限り実施。
- 法律上の位置づけや緊急性などの検査を必要とする位置づけがなければ実施できない。
- 現状は国の対策に追従している状態。
- いざという時に検査依頼もしくは判断の補助が受けられる機関との協力体制が望まれるが、県内での対応は困難。
- 包括的な視野に立った対策は、国などからある程度方向性を示してもらいようやく動き始める。
- 緊急性はあるが、財政的にも人力的にも地方自治体は自発的に動けない。
- 行政事業における傷病鳥獣救護の適用範囲は、法律上の位置づけや財政支援の位置づけが明確でない。
- 感染症の疑いのある個体は救護していない。
- 感染症の記録等を行うことが鳥獣保護行政の中においてどうして必要なのかが不明瞭

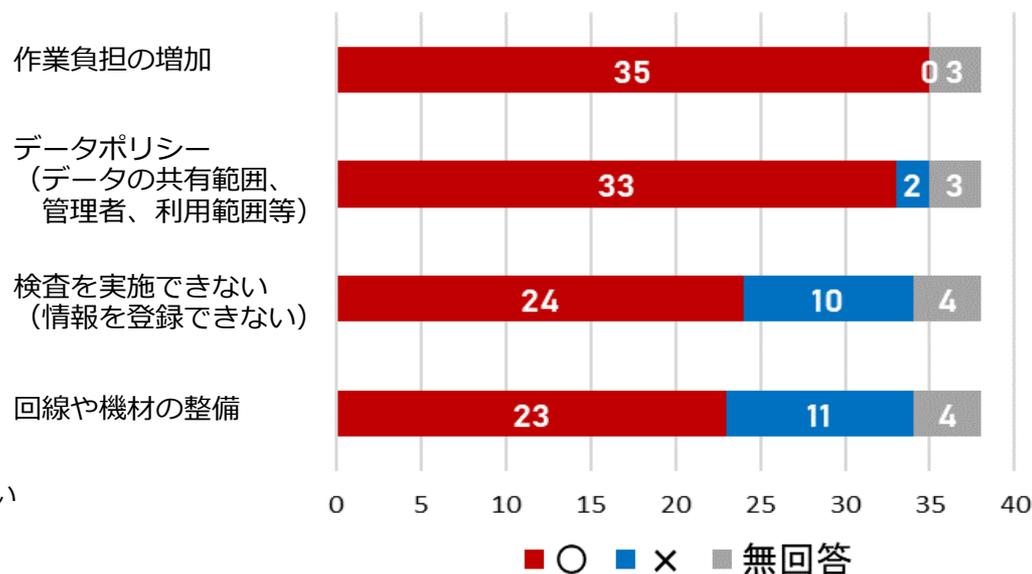
②救護個体情報の全国的な一元化/共有を図るための課題の整理・検討

- 一元化/共有のための仕組みについて半数以上の自治体が有用性を認識
- 仕組みの構築に当たっては、作業負担の増加、データポリシー、自前で感染症検査を実施できないこと、共有に必要な回線・機材の整備に対する懸念等への対処が課題となる

全国的な発生状況等を確認できるような情報の共有をオンラインで行う仕組みの整備



仕組みが整備された場合の協力にあたって考えられる制約・課題



その他の課題、指摘等（自由記述より）

- 都道府県行政の行うべき事務範疇なのかが判断できない。
- 負担増により傷病鳥獣の受入能力に影響する場合は対応できない。
- 既に届け出等の既存システムがある感染症との差別化・アドバンテージをどのように打ち出すか検討の余地がある。
- 管理できない野生動物に対して感染症の感染状況のみを把握し提供することは、無用の不安を煽るほか、ゼロリスクを求めた対策や駆除等を求められる懸念がある。

全国的な検査が必要と考えられる感染症/対象鳥獣

- 人や家畜または愛玩動物に影響する感染症として挙げられているが、生物多様性保全上対策を優先すべき感染症の候補に含まれる疾病（黄色下線）が複数含まれる。

| 感染症 | 対象鳥獣等 | 理由 | 自治体数 |
|---------------------|-------------------------|---|------|
| <u>SFTS</u> | マダニ・野生動物、シカ、イノシシ、アライグマ等 | 野生動物の感染状況を把握することが、人や家畜、愛玩動物の感染症の予防につながるため | 3 |
| <u>高病原性鳥インフルエンザ</u> | 鳥類/時期や流行地によっては哺乳類も | — | 1 |
| 豚熱 | — | — | 1 |
| エキノコックス | 罹患可能性のある動物種に広く | — | 1 |
| 寄生虫 | — | — | 1 |
| トキソプラズマ症 | — | タヌキ→ネコと生活圏が交差することも多いため | 1 |
| レプトスピラ症 | — | タヌキ→ネコと生活圏が交差することも多いため | 1 |
| <u>狂犬病</u> | シカ、イノシシ、アライグマ、ウサギ等 | 野生動物の感染状況を把握することが、人や家畜、愛玩動物の感染症の予防につながるため | 1 |
| <u>ウエストナイル熱</u> | 野鳥 | 野生動物の感染状況を把握することが、人や家畜、愛玩動物の感染症の予防につながるため | 1 |
| 人獣共通感染症 | — | 職員の安全を保つため | 1 |

その他の意見等（自由記述欄より）

回答自治体数:6

- 検査は国民の生命・財産に重大な影響を与えるものに限定すべき。家畜伝染病予防法などの法的位置づけがある病気と対象鳥獣との関連性が明確なものなど、法律上の位置づけをまずは整理したうえで適切な財源措置を行うべき。
- 一般の傷病鳥保護については、その性質からボランティア的性格が強く、感染の危険があるため、他の枠組みを新規に国が検討すべき。
- 人獣共通感染症及び家畜伝染病の内、野生動物の感染状況の把握が人や家畜、愛玩動物の感染症の予防につながる疾病

課題への対処

■ 検査の実施（感染症データの生成）

- 都道府県が独自に生物多様性保全の観点から優先度の高い感染症の検査を実施することは困難。
⇒ **所定の機関が一括して同じ精度・信頼性で検査することも選択肢**
⇒ **希望のあった都道府県からの検体を受け入れ、検査を実施する体制の構築も検討**

■ 情報共有に伴う作業負担、共有に当たっての配慮事項

- 共有上は現在収集されている情報で基本的に十分
- 共有範囲を当面の間、行政機関（関係省庁、都道府県、市町村）に限定することも選択肢
⇒ **検査機関が検体情報や検査結果を一括し、共有する体制を検討**

■ その他

- 検査対象となる感染症には人獣共通感染症、家畜伝染病、愛玩動物に感染する感染症が含まれることから、持ち込み者や作業関係者の意識向上、感染症対策が必要。
- 救護個体の感染症検査を、生物多様性保全の観点(生態系の異常及び感染症の発生状況の実態把握)から実施することの意義について都道府県と共通認識をもつ必要がある。

③傷病鳥獣を用いた国内野生鳥獣保有病原体把握（中間結果）

- 7自治体から提供された21検体（すべて鳥類）について検査
- 生物多様性保全の観点から対策を優先すべき感染症の候補のうち、検査可能な感染症の病原ウイルスの配列は検出されていない
- 年度末までに50検体程度を追加検査予定

目的

生態系の異常及び感染症の発生状況の実態把握をするため、都道府県等が回収・救護した死亡野鳥・傷病鳥獣について、網羅的な病原体ウイルスあるいは近縁ウイルスの検出を実施し、個体が保有しているウイルス疾病の情報を整理すること

実施状況：

【検査対象ウイルス】

R3検討会「生物多様性保全の観点から対策を優先すべき感染症の候補（30疾病）」の病原ウイルスの多くを含む下記のウイルス群

哺乳類：インフルエンザAウイルス、コロナウイルス科、ヘルペスウイルス科、ブニヤウイルス科フレボウイルス属ウイルス

鳥類：インフルエンザAウイルス、ヘルペスウイルス科、フラビウイルス科、パラミクソウイルス科ウイルス

【検査サンプル数】 21検体（臓器:12検体、血液:9検体）

【検査サンプル種】 コハクチョウ、オシドリ、ヒドリガモ、カンムリカイツブリ、アオサギ、コサギ、オオミズナギドリ、オオタカ、チョウゲンボウ

【サンプル由来地域】 7自治体（東北1、関東3、中部1、近畿2）

③傷病鳥獣を用いた国内野生鳥獣保有病原体把握（中間結果）

これまでの検査結果：

- ・ 生物多様性保全の観点から対策を優先すべき感染症の候補のうち、検査可能な病原ウイルスの配列は検出されていない。
- ・ 以下を除いて配列は検出されていない。
 - チョウゲンボウ1検体：ヘルペスウイルス科様の配列
 - オシドリ1検体：国内で報告の無いヘパドナウイルス（検査対象外）に近縁な配列（Ross's goose hepatitis B virus）

来年度に向けて：

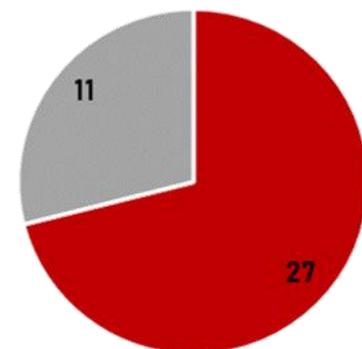
- ・ 引き続き自治体の協力を得て検査を実施。
- ・ 検体数の確保、自治体の負担軽減及び検査精度の観点から適切な検体について改めて整理。
- ・ 未知／国内未報告の病原体が検出された場合の考え方を整理。

【参考】生物多様性保全の観点から対策を優先すべき感染症の候補(30疾病)

| 疾病名 | 疾病名 |
|--|---|
| 高病原性鳥インフルエンザ（A型インフルエンザ） | ネコウイルス性鼻気管炎（ヘルペスウイルス科） |
| 疥癬（キュウセンヒゼンダニ、ヒゼンダニによるもの） | 狂犬病（ラブドウイルス科） |
| ウエストナイル熱（フラビウイルス科） | パスツレラ症（出血性敗血症、家きんコレラ含む） |
| アフリカ豚熱（アスファウイルス科） | ニューカッスル病（パラミクソウイルス科） |
| トリコモナス症 | サルモネラ菌感染症 |
| トキソプラズマ症 | ニパウイルス感染症（パラミクソウイルス科） |
| 鳥マイコプラズマ症（ <i>Mycoplasma. gallisepticum</i> , <i>M. synoviae</i> ） | 野兔病 |
| ロイコチトゾーン症 | マレック病（ヘルペスウイルス科） |
| 重症熱性血小板減少症候群（SFTS）（ブニヤウイルス科） | あひるウイルス性腸炎（ヘルペスウイルス科） |
| ネコ白血病ウイルス感染症（レトロウイルス科） | 兎出血病（カリシウイルス科） |
| ネコ免疫不全ウイルス感染症（レトロウイルス科） | 兎粘液腫（ポックスウイルス科） |
| モルビリウイルス感染症（イヌ科、ネコ科。イヌジステンパ-含む） | ペスト（エルシニア症、 <i>Yersinia pestis</i> ） |
| バルボウイルス感染症（バルボウイルス科） | マラリア |
| ネコ伝染性腹膜炎（コロナウイルス科） | リステリア症（ <i>Listeria monocytogenes</i> ） |
| ネコカリシウイルス感染症（カリシウイルス科） | コクシジウム症 |

赤字は本モデル事業で検出可能な感染症

全国的な感染症のモニタリングのための救護個体の提供に係る協力の可能性



- 条件が整えば協力できる
- 協力できない

回答自治体数:38 12